

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
2007年度第7回常任委員会議事録

1 日時：2007年10月29日(月)午後5時から午後9時16分まで

2 場所：東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2階266区JPF事務局  
(NGO、オブザーバーおよびゲスト退席でのクローズド審議は同ビル602区A会議室)

3 出席者の確認

常任委員総数6名のうち、6名の出席をもって常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：橋本笙子(池田常任委員の代理)

NGOユニット：坂賢二郎(大西常任委員の代理)

外務省：伊藤直樹(第一部審議事項(9)まで出席。欠席中の表決権委任：寒川富士夫)

日本経団連：斎藤仁(第一部審議事項(7)から出席。欠席中の表決権委任：中村常任委員)

財団：加藤広樹

学識経験者：中村安秀

アドバイザー

広島県：川北正明(脇本アドバイザーの代理)

理事

代表理事：長有紀枝

オブザーバー

外務省：寒川、坪田

広島県：大西

AAR：堀江

CARE：武田

SCC：川上

SCJ：山本、高松

HFHJ：西島

HuMA：築山

JADE：田中、白川

JAR：石井

ICA：佐藤、エドウィン・チェゲ

JEN：平野、田仲

JRA：伊藤

PWJ：柴田

WVJ：大木

日立プラントテクノロジー：福田

## 書式第6号

### 4 座長の選出

本会座長として、中村常任委員を全会一致で選出した。

### 5 第一部：審議事項

冒頭、座長より、外務省石兼公博氏が同伊藤直樹氏に交代する旨の報告があり、常任委員会として、外務省常任委員が交代することを確認した。

#### (1) 第一号議案：2007年度第6回常任委員会議事録の承認

事務局より、2007年度第6回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

#### (2) 第二号議案：パキスタン地震被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JEN：「バーク県ハベリ郡における教育環境改善支援」(民間資金)  
承認。

#### (3) 第三号議案：スーダン南部人道支援にかかる事業報告および収支報告の承認

事務局より、HIDAによるスーダン南部人道支援初動調査事業の収支報告について、必要書類が揃わないため本会の審議から取り下げ、改めて常任委員会における審議に附す旨の報告がなされた。

#### (4) 第四号議案：パキスタン水害被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

SCJ：「パキスタン水害被災者支援初動調査」(政府支援金)  
承認。

JPF：「パキスタン水害被災者支援初動調査」(政府支援金)  
承認。

#### (5) 第五号議案：新潟県中越沖地震被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JEN：“ Assistance to the earthquake affected population in Nishiyama, Kashiawazaki, Niigata ” (民間資金)  
承認。

JRA：“ Assistance to the earthquake affected populations with rescue and therapy dogs ” (民間資金)  
承認。

SCC：“ Assistance to the earth quake-affected populations at shelters through management of distribution of food and NFIs ” (民間資金)  
承認。

PWJ：“ Emergency assistance for Kashiawazaki area in Niigata ” (民間資金)  
承認。

なお、JEN田仲氏およびPWJ柴田氏より、事業計画に基づいた目的に合致している限り個別費目までは限定しないいわゆるブロック・ファンドを適用したJPF助成方針に対して、同方針によ

り、支援ニーズの推移に柔軟かつ適時に対応した事業実施が可能となった旨の附言がなされた。

また、常任委員会は、新潟県中越沖地震被災者支援がJPF初の国内災害出動であったので、11月を目処にワークショップを開催することを確認した。

(6) 第六号議案：固定資産の処理の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

固定資産の除却

PWJ：「スマトラ島北部アチェ州における被災民支援事業」（民間資金）

承認。

固定資産の譲渡

JEN：「アフガニスタン難民・避難民のための越冬支援事業」（政府支援金）

承認。

(7) 第七号議案：パキスタン水害被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JADE：「シンド州における医療及び越冬物資配布事業」（政府支援金）

再提出。

車両借り上げ費など事業経費の計上項目については事務局と整理したうえで、メール審議に附すこと。

また、常任委員会は、本案件についての審査手続きを進めるにあたって、同団体による事業資金の管理状況を確認のうえ、併せて報告するよう事務局へ指示した。

なお、外務省寒川氏より、同団体から外務省の「日本NGO連携無償資金協力(N連)」に対して同パキスタン水害被災者支援の申請がなされているが、外務省は、緊急人道支援においてJPF参加NGOによるN連とJPFへの重複申請を原則として認めないことを改めて確認する旨の附言がなされた。

SCJ：「バロチスタン州ケチ地区におけるシェルター供与、毛布配布、医療支援事業」（政府支援金）

承認。

JPF：「パキスタン水害被災者支援中間モニタリング」（政府支援金）

承認。

(8) 第八号議案：南部アフリカ干ばつ(旧称：スワジランド干ばつ)被災者支援出動の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JPF：「南部アフリカ干ばつ被災者支援にかかわる出動趣意書」

承認。

なお、2007年度第5回常任委員会において出動を承認したスワジランド干ばつ被災者支援を内包すること。

(9) 第九号議案：南部アフリカ干ばつ(旧称：スワジランド干ばつ)被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

WVJ：「ルボンボ州シェウラ地区における干ばつ被災者緊急支援」（政府支援金）

承認。

なお、地域研究コンソーシアムとの連携を含め、地域研究等専門家との研究会開催等を検討すること。また、南部アフリカにおける日本商工会や日本関係企業への情報提供に努めること。

(10) 第十号議案：イラク避難民人道支援(ヨルダン)にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

NICCO:「ザルカ県ザルカ市における心理社会的ケアと貧困層への食糧供与事業」(政府支援金)承認。

SCJ:「ザルカ・イルビッド・マフラックにおける就学前イラク人幼児の緊急教育支援事業」(政府支援金)

再提出。

事業経費の計上項目について事務局と整理したうえで、メール審議に附すこと。

JPF:「イラク避難民人道支援(ヨルダン):事業調整、連携推進事業」(政府支援金)承認。

(11) 第十一号議案：南アジア水害被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

HFHJ:「ブアプール郡における簡易住居(シェルター)設置による再定住支援事業」(政府支援金)

再提出。

シェルターの設置および設計仕様の許可を当局から取得したうえで、メール審議に附すこと。

JPF:「南アジア水害被災者支援中間モニタリング事業」(政府支援金)

承認。

なお、常任委員会は、2007年8月23日付メール審議により出動を承認した南アジア水害被災者支援が、2007年7月4日付メール審議により出動を承認したパキスタン水害被災者支援を内包することとし、今後は一本化することを承認した。

(12) 第十二号議案：スーダン南部人道支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JPF:「スーダン南部人道支援最終モニタリング」(政府支援金)

承認。

6 第一部：協議・報告事項

(1) 南部アフリカ干ばつ(旧称:スワジランド干ばつ)被災者支援にかかる初動調査の報告についてJAR、WVJおよび事務局より、南部アフリカ干ばつ(旧称:スワジランド干ばつ)被災者支援にかかる初動調査について報告がなされた。

(2) 新潟県中越沖地震被災者支援にかかる助成方針について

協議の結果、民間資金助成にあたって、同支援にかかる助成方針継続を確認し、個別事業申請についてはメール審議に附すこととした。

(3) ロゴマーク掲示等によるプレゼンス確保について

外務省寒川氏より、政府支援金は国民からの税金を原資としているため、日本国民からの支援である旨を明示してプレゼンスを確保するよう、具体策を検討すべき旨の提案がなされた。

また、WVJ坂氏より、NGOユニットにおいても協議した結果、ロゴマーク掲示に限らずNGOが説明責任を果たす必要性が認められた旨の報告がなされた。

協議の結果、ロゴマーク掲示のあり方について、外務省、NGOユニット、関係者および事務局による広報戦略委員会を設けて、対応方針を協議することとした。

(4) ジャワ島地震被災者支援にかかる関西報告会の報告について

中村常任委員より、ジャワ島地震被災者支援について10月12日、京都において報告会を開催した旨の報告がなされた。同報告会の開催にあたっては関西の地域的特性に適応することに留意したところ、参加者より好意的な評価が得られた旨の報告がなされた。今後の地方イベントの開催にあたっては、当該地域のJPF参加NGOが開催準備の中心を担い、地域的特性に留意した開催を心がけていくことを確認した。

(5) ひろしま国際貢献“ We ”プロジェクト(ひろしま版プラットフォーム)の進捗状況について

広島県川北氏および事務局より、ひろしま国際貢献“ We ”プロジェクト(ひろしま版プラットフォーム)の進捗状況として、取り組みの報告および重点分野等の説明がなされた。

(6) NGOのための緊急支援・開発援助活動ハンドブックについて

中村常任委員より、外務省委託事業として特定非営利活動法人HANDSとJPFが連携し、「NGOのための緊急支援・開発援助活動ハンドブック」を作成している旨の報告がなされた。また、作成にあたっては、JPF参加NGOに意見を求めたい旨の要請がなされた。

(7) スフィア・プロジェクトについて

WVJ坂氏より、財団法人国際開発高等教育機構(FASiD)主催のスフィア・プロジェクト研修の案内がなされた。

(8) アンケート実施について

事務局より、2007年度第1回および第2回理事会において、政府支援金の活用およびJPFが担う機能について常任委員会の方針ないしは考えをまとめ、2008年3月6日開催予定の第3回理事会に報告するよう事務局へ指示がなされたことにもない、準備作業を進めたい旨の報告がなされた。

協議の結果、本件にかかる協議経過や対応状況を取りまとめて、理事会への報告(案)を起案するよう事務局へ指示した。また、JPFが担う機能については、広報戦略委員会を開催し、本会「協議・報告事項(3) ロゴマーク掲示等によるプレゼンス確保について」において協議した論点と併せて検討を進めるよう指示した。

(9) 常任委員会の議事および運営の見直しについて

事務局より、常任委員会の運営を改善するため、助成承認手続き、組織運営および助成管理業務に関する効率化(案)が上程された。協議の結果、引き続き協議することとした。

(10) 事業計画変更のとりまとめについて

事務局より、事業計画変更の報告がなされた。

(11) メール審議の結果について

## 書式第6号

事務局より、2007年度第6回常任委員会から本会までにメール審議に附された事項の報告がなされた。

### (12) メディアの報道について

事務局より、「日経新聞」、「読売新聞」および「外交フォーラム」(以上、JPF)、並びに「monthly JICA」(HuMA)、「Bengkulu Ekspres」(NICCO) および「中国新聞」(PWJ)に掲載された記事の報告がなされた。また、「AFPBB News」の支援を受けて、同ウェブページ上でJPFがニュースリリースを発信できるようになった旨の報告がなされた。

### (13) JPFの活動報告と予定について

事務局より、JPF活動報告と予定の報告がなされた。

### (14) 次回常任委員会の開催日時・会場について

次回常任委員会は、2007年11月27日午後5時よりJPF事務局において開催することとした。

### (15) JANICとの協議について

ADRA橋本氏より、JICAとJBICが来年度統合予定である状況を鑑み、NGOの役割やあり方について再考する必要性が認められるので、NGOユニットとして関係各方面と意見交換を行う旨の報告がなされた。また、まずはJANICと11月13日に協議の場を設ける旨の報告がなされた。

## 7 第二部：審議事項

なし

## 8 第二部：協議・報告事項

### (1) 政府支援金および民間資金の財務状況について

事務局より、政府支援金及び民間資金の財務状況にかかる報告がなされた。

なお、スマトラ島南西沖地震被災者支援およびペルー地震被災者支援にかかる民間資金については、政府支援金と協調して柔軟かつ適時に活用する方針を確認した。

### (2) 総会および理事会の報告について

事務局より、10月4日午後3時から総会、同日午後4時から理事会が開催され、加藤広樹氏が理事に選任された旨の報告がなされた。

### (3) 上半期収支状況について

事務局より、上半期決算および年度末決算予想について、配布資料に基づき報告がなされた。

### (4) 2007年度政府支援金について

事務局より、政府支援金にかかる本年度支出見込みおよび次年度繰越金見込みの報告がなされ、2007年度政府支援金にかかる要望について協議した。

### (5) イベントへの関与について

事務局より、共催、協賛および後援に関する承認権限(案)が上程された。協議の結果、以下のとおり変更したうえで、共催、協賛および後援に関する承認権限を確認した。

決定にあたる指針

- ア) JPF定款が定める目的に合致した趣旨のイベントであること
- イ) JPF参加団体が関与していること

決定にあたる承認権限

- ア) 共催は、常任委員会の承認事項とする
- イ) 協賛は、支出見込みが10万円以下の場合は代表理事の承認事項とし、それ以外は常任委員会の承認事項とする
- ウ) 後援は、代表理事の承認事項とする

また、本協議の結果に基づき、国際人道医療学会(IAHM)東京会議に対してJPF後援名義使用を許可することを確認した。

なお、常任委員会は、NGOユニットに対して、JPFが助成した支援事業にかかる活動報告会等の開催にあたっては、積極的にJPF後援名義を使用するよう要請した。

- (6) グテーレス国連難民高等弁務官訪日記念シンポジウムにかかる難民問題の啓発活動について ADRA橋本氏より、11月26日、UNHCR駐日地域事務所、特定非営利活動法人日本UNHCR協会およびJPFが共催するグテーレス国連難民高等弁務官訪日記念シンポジウムにかかり、会場周辺である表参道で難民問題の啓発活動を行う旨の報告がなされた。

以上